

## 12 併願制度(一般入学出願者対象)

本校への入学を志望している方で、大学、短大または厚生労働大臣指定の医療系・福祉系専門学校の受験も同時に希望する場合は、併願制度が利用できます。本校の合格通知到着後、入学手続(一次手続)にあたる入学金(16万円)を指定の期限内に納入してください。入学金を納入後に併願先に合格した際は、入学を辞退することができます。

申請方法	入学願書(P24)おもて面の「併願制度希望」欄に必要事項を記入してください。 電話での併願申込みは受け付けしません。
併願校	①2027年3月12日(金)までに合格発表が行われる学校に限り3校まで認めます。 ②同一校でも学部・学科が異なる場合や、同一学部・学科であっても受験日程が異なる場合はそれぞれ1校とみなします。
仮入学の手続	本校より合格通知が届きましたら、指定期日までに入学手続(一次手続)にあたる入学金(16万円)を納入してください。
発表後の手続	最終合格発表校の可否が決まりましたら、 <b>合格発表日から5日以内</b> に下記の手続きを行ってください。 ・本校へ入学する場合は、入学手続書類に同封されている入学申請書を本校へ送付してください。 ・本校への入学を辞退する場合は、入学手続書類に同封されている入学辞退願と本校の合格通知及び併願校の合格通知のコピーを送付してください。
注意事項	・入学願書提出後の申請及び変更はできません。 ・指定校推薦入学、部・生徒会活動推薦入学、一般推薦入学、特別推薦入学、総合型選抜を希望する方は利用できません。 ・併願制度の申請によって納付した入学手続(一次手続)にあたる入学金(16万円)は、併願校に合格しても返金しません。 ・併願制度希望欄に記載のない学校については本制度の利用はできません。 ・併願制度を利用する際は、「特別納付金分納制度(P16)」を申請することはできません。

## 13 大学編入学制度

学校教育法の規定により、『**専門士**』の称号が付与される**特定専門課程(P1参照)**を卒業した方は、**大学に編入学することができます**。ただし、大学及び学部によって編入学受入の対応は異なりますので、希望する場合は入学後に各学科の教員へ別途相談してください。